沖縄県立博物館・美術館　博物館常設展示室内

「企画展示コーナー」の展示要領

（目的）

　第1条　企画展示コーナーを広く一般に開放し、NPO、他の研究団体に最新研究成果を展示してもらうことで、沖縄県民の常設展への関心を喚起し、常設展の魅力と発信力の向上、さらには観覧者の増加をめざすことを目的とする。

（展示資格）

　第２条　企画展示コーナーで展示ができる団体は原則として研究団体とし、各種学会、大学、民間研究所、NPOなどを含む。

　　　展示団体は県内を拠点とする団体が望ましいが、県外でも沖縄県の海に関する研究をしている団体なら展示資格を有する。

（展示内容）

　第３条　企画展示コーナーの展示は、原則として、沖縄のサンゴ礁や海に関するものとし、最新の研究成果を含めるものとする。またその展示内容・配置は、事前に企画立案して別紙展示企画及び利用申込書（様式１）にて提出し、博物館班会議で審議され、承認を得る。

　　２　展示は、パネルと実物を企画展示コーナーの壁ケース内にバランスよく配し、常設展示の内容として違和感のないように留意する。

（展示期間と準備・撤収）

　第４条　展示期間は原則６ヶ月間とし、毎年度4月～9月、10月～3月の二期とする。

　　２　展示準備と撤収は、原則として閉館日に行い、担当分野の学芸員が立ち会う。

　　３　外部から持ち込まれる展示資料については、IPMの観点から十分注意し、必要に応じて消毒・燻蒸等を行う。

（展示に係る諸費用）

　第５条　企画展示コーナー使用は無償とする。展示にかかる運搬費、消耗品費は展示団体の負担とする。ただし、ポスターの印刷及びハレパネ、展示台等の使用を希望する場合は、担当学芸員との協議により、当館から提供できるものとする。

（その他）

　第６条　企画展示コーナーでの展示について、この規定に定めるもののほか、必要があると認められる場合には、博物館班と展示団体の双方代表者がその都度協議する。

（補則）　この要領の改訂は、博物館班に提案のうえ、承認を得なければならない。

　　２　この要領は、2015年8月5日より施行する。